

電力受給契約書（案）

栃木県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により電力受給契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の受給に関して、この契約書及び栃木県公営企業財務規程（昭和31年栃木県電気事業規程第6号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、仕様書及び関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。

（受給電力）

第2条 甲は、甲の所有する次の発電所（以下「本発電所」という。）の発生電力のうち、所内消費電力を除く全ての電力（以下「受給電力」という。）を乙に供給し、乙はこれを全量購入するものとする。

発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)
川 治 第 一 発 電 所	栃木県日光市川治温泉川治字元湯 117	15,300
川 治 第 二 発 電 所	栃木県日光市藤原字立原 国有林 8-II 林班ロ ₁ 小班	2,600
板 室 発 電 所	栃木県那須塩原市板室 896	16,100
足 尾 発 電 所	栃木県日光市足尾町 3382-1	10,000
東 荒 川 発 電 所	栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島 1617	600
木 の 俣 発 電 所	栃木県那須塩原市百村字深山 3092-57	3,600
小 網 発 電 所	栃木県日光市藤原字小網地先	130
計		48,330

(受給場所、電気方式等)

第3条 前条の電力の受給場所、電気方式等は、次のとおりとする。

受 給 場 所		電 気 方 式	周波数 (ヘルツ)	電 圧 (ボルト)	力 率 (パーセント)
川 治 第 一 発 電 所	栃木県日光市川治温泉川治字元湯 117	交流 3 相 3 線式	50	66,000	95
川 治 第 二 発 電 所	栃木県日光市藤原字立原 国有林 8-Ⅱ 林班口 1 小班	交流 3 相 3 線式	50	66,000	95
板 室 発 電 所	栃木県那須塩原市板室 896	交流 3 相 3 線式	50	66,000	98
足 尾 発 電 所	栃木県日光市足尾町 3382－ 1	交流 3 相 3 線式	50	66,000	99
東 荒 川 発 電 所	栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島 1617	交流 3 相 3 線式	50	6,600	95
木 の 俣 発 電 所	栃木県那須塩原市百村字深山 3092－57	交流 3 相 3 線式	50	66,000	95
小 網 発 電 所	栃木県日光市藤原字小網地先	交流 3 相 3 線式	50	6,600	85-100

(受給開始日及び受給期間)

第4条 受給電力の受給開始日及び受給期間は次のとおりとし、小網発電所については、固定価格買取制度（FIT）適用終了後から再 FIT 改修開始前までの期間とする。

発 電 所 名	受 給 開 始 日	受 給 期 間
川 治 第 一 発 電 所	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から 令和 13 (2031) 年 3 月 31 日まで
川 治 第 二 発 電 所		
板 室 発 電 所		
足 尾 発 電 所		
東 荒 川 発 電 所		
木 の 俣 発 電 所		
小 網 発 電 所	令和 10 (2028) 年 8 月 1 日 (予定)	令和 10 (2028) 年 8 月 1 日から 令和 11 (2029) 年 3 月 31 日まで (予定)

(送電時間)

第5条 甲は、毎日24時間送電するものとする。ただし、電気工作物の点検又は手入れを要する場合及びその他必要があるときは、あらかじめ甲乙協議の上、電力の全部又は一部の供給を休止することができる。

(目標売電電力量)

第6条 甲の年間目標売電電力量は下表のとおりとするが、実際の供給にあたり、年間目標売電電力量を保証するものではない。

発 電 所	年間目標売電電力量 (千キロワット時)				
	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
川治第一発電所	49,090	48,262	49,358	49,376	49,414
川治第二発電所	12,513	12,557	12,571	3,651	12,588
板室発電所	32,863	52,754	52,913	52,691	52,971
足尾発電所	27,146	23,812	21,178	27,146	27,146
東荒川発電所	3,124	3,124	3,124	2,954	3,124
木の俣発電所	13,067	9,830	13,092	9,520	13,009
小網発電所	-	-	590	-	-
合 計	137,803	150,339	152,826	145,338	158,252

- 2 第1項の年間目標売電電力量について、甲乙協議の上変更することができるものとする。
この場合、甲は11月末日までに翌年度から令和12(2030)年度までの年間目標売電電力量の見込量を書面にて乙に示すものとし、翌年2月末日までに変更後の年間目標売電電力量について確認書を取り交わすものとする。
- 3 売電電力量が年間目標売電電力量と比較して増減がある場合にも、乙はその全量を受電するものとする。

(電気量料金)

【基本料金制の場合】

第7条 乙が甲に支払う各月の電力量料金は、次の基本料金に第13条に定める消費税等相当額を加算した金額とする。

(1) 契約単価

1キロワット時当たり ○○円○○銭 (消費税及び地方消費税を含まない。)

(2) 基本料金

基本料金は、前号の契約単価に第10条に規定する年間受給電力量を乗じた額の12分の1の額(1円未満の端数金額は切り捨て)に第13条に定める消費税等相当額を加算した額とする。(端数については3月の基本料金に合算する。)

月額 ○○○,○○○,○○○円

年間目標売電電力量×契約単価×1,000÷12 (1円未満の端数金額は切り捨て)

【2部料金制の場合】

第7条 乙が甲に支払う各月の電力量料金は、次の基本料金と従量料金の合計額（1円未満の端数金額は切り捨て）に第13条に定める消費税等相当額を加算した額とする。

（1） 契約単価

1キロワット時当たり ○○円○○銭（基本料金割合○○従量料金割合○○）（消費税及び地方消費税を含まない。）

（2） 基本料金

基本料金は、前号の契約単価から次号の従量料金単価を差し引いて算出した単価に第6条に規定する年間目標売電電力量を乗じた額の12分の1の額とし、（端数については3月の基本料金に合算し、）1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

月額 ○○○,○○○,○○○円

年間目標売電電力量×(契約単価-従量料金単価)×1,000÷12（1円未満の端数金額は切り捨て）

（3） 従量料金

第10条に規定された方法により計量された受給電力量1キロワット時に○○円○○銭を乗じて得た金額（1円未満の端数金額は切り捨て）

従量料金単価=契約単価×(100-基本料金割合(%))×1,000（小数第3位以下四捨五入）

【従量制料金の場合】

第7条 乙が甲に支払う各月の電力量料金は、次の従量料金に第13条に定める消費税等相当額を加算した額とする。

（1） 契約単価

1キロワット時当たり ○○円○○銭（消費税及び地方消費税を含まない。）

（2） 従量料金

第10条に規定された方法により計量された受給電力量に契約単価を乗じて得た金額（1円未満の端数金額は切り捨て）

（発電見込みの通知）

第8条 甲は、毎日の自然流量及びその他需給運用上必要な事項に基づき、別に定める時刻までに発電見込みを乙に通知するものとする。

2 甲は、前項の発電見込みの通知以降において、ダム流入量の増減やその他やむを得ない事由により出力の変更を要する場合は、乙に通知の上発電見込みを変更するものとする。

（託送供給等約款）

第9条 乙は、第2条の電力受給を実施するため、一般送配電事業者との間で、電気を安定して供給するために必要とする託送供給に関する契約を締結し、その確認ができる書類の写しを供給開始前までに甲に提出しなければならない。

（受給電力量の計量及び検針）

第10条 毎月の受給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針は毎月月末に行うものとする。

- 3 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により受給電力量を計量することができない場合の受給電力量については、その都度甲乙協議の上決定する。

(記 録)

第11条 甲は、毎日の電力受給に関する事項を明確に記録し、乙の要請があればその写しを送付する。

(電力量料金の支払)

第12条 甲は、電力量料金を第10条第2項に定める検針日の翌月10日までに乙に請求し、乙は請求を受けた月の末日（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。ただし、乙が請求を受けた日が検針日の翌月11日以降であるときは、請求を受けた日から20日以内に支払うものとする。

- 2 支払期日が栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に定める甲の休日に当たるときは、その翌日を支払期日とする。

- 3 乙は、自己の責めに帰すべき事由により支払期日までに電力量料金を甲に支払わない場合、当該支払期日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該電気量料金に年10パーセントの割合による延滞利息を加算して、甲に支払うものとする。

(消費税等相当額)

第13条 この契約における消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てとする。

(環境価値)

第14条 乙が甲から受給する電力に係る非化石価値等の環境に係る付加価値（以下「環境価値」という。）については乙に帰属するものとし、その価値は第10条の規定により算定される電力量料金に含まれるものとする。

- 2 甲及び乙は、第1項の非化石価値の証書化及び証書化された非化石証書を乙へ移転するために必要な手続を行うものとし、具体的な手続方法等については別に定めるものとする。
- 3 非化石価値に関する法令等に改正があった場合は、その取扱いについて甲乙協議の上定めるものとする。

(容量市場の取扱い)

第15条 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得られる収入については、ペナルティによる減額分（乙の責めによるものを除く。）を含め、第7条の規定により算定される電力量料金との精算は行わない。

- 2 前項の容量確保契約により電力広域的運営推進機関から甲へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、乙は資料提供等の協力を行うものとする。

(発電側課金の取扱い)

第16条 乙は、本発電所を有する甲に対して一般送配電事業者から請求される系統連携受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）と同額を発電側課金相当額として第7条の規定により算定される電力量料金に加算した金額を甲に支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

- 2 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約保証金)

第17条 乙は、規程第130条に基づき、契約保証金を甲に納入しなければならない。ただし、同規程第130条の2の規定により、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が支払期日までに電力量料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力量料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、この契約及び仕様書等で定める契約条件を遵守できないと判明したとき。
- (4) 電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき、又は取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (5) 乙が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付金を納付しない電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
- (6) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第の規定に該当すると判明したとき。
- (7) 乙が、第6項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
- (8) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

2 前項第1号の場合のほか、乙の電力量料金の支払いが支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたときは、甲は乙に催告することなく直ちに契約を解除することができる。

3 第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合においては、その超える分について賠償するものとする。

4 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力量料金とその延滞金のほか、甲が得べかりし利益についても、その範囲とする。

5 前項で規定する得べかりし利益は、次のとおりとする。

- (1) 第7条に規定する電力量料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の電力受給開始日の前日までの間の発電電力量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。
- (2) 第7条に規定する電力量料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力量料金単価との差額に、新たな契約の受給開始日から第4条で規定する受給期間が満了するまでの間の発電電力量又は目標売電電力量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額（1円未満切捨）。

6 甲は、乙が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

(談合その他不正行為による解除)

第19条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（独占禁止法第 77 条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 乙が、独占禁止法第 77 条の規定による抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙（その役員又は使用人）に対する刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

（賠償額の予定）

第 20 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 乙が、独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償額を超えるときは、乙は超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第 21 条 乙は、甲がこの契約に違反し、本契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を甲に請求することができる。

(社会経済情勢の変化に伴う契約単価等の見直し)

第22条 物価上昇等の社会経済情勢の変化がある場合は、令和10(2028)年度に甲乙お互いに誠意をもって協議し、契約単価等を見直すものとする。

(契約の有効期間)

第23条 この契約の有効期間は、契約締結の日からこの契約の全ての債務の履行が完了した日までとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第24条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第25条 甲及び乙は、本契約の内容について、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(裁判管轄)

第26条 この契約について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約事項)

第27条 暴力団等排除に関する特約条項については、別記「暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項」に定めるところによる。

(契約に定めない事項の処理)

第28条 この契約及び甲が公表した「栃木県営水力発電所(川治第一発電所ほか6箇所)の電力受給に係る公募型プロポーザル実施要領(令和7(2025)年7月15日)」に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し、その処理にあたるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇(〇〇〇〇)年〇月〇日

栃木県宇都宮市戸祭元町1番25号

甲 栃 木 県

知 事 福 田 富 一

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇

別記

暴力団員等による不当介入を受けた場合の取扱特記事項

- 1 乙が、本契約の履行において、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求及び不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 上記1に掲げる規定により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面により甲に通報すること。
- 3 本契約において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより、履行に遅れが生じるなどの被害が発生した場合には、乙は、甲と協議を行うこと。